

データマーケティング実施補助金実施要領

1 趣旨

この要領は、山口県補助金等交付規則（平成18年山口県規則第138号。以下「規則」という。）及びデータマーケティング実施補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、同要綱第17条に基づき必要な事項を定める。

2 事務処理の流れ

本補助金の事務処理は、次のとおり行うものとする。

県	補助事業者
	① 補助事業交付申請
② 補助事業交付決定	
	③ 補助事業実施、実績報告
④ 補助事業額の確定	
	⑤ 補助金請求
⑥ 補助事業補助金支払	

3 交付申請

規則第3条第1項の知事が定める期日は、一次募集は令和7年5月26日、二次募集は令和7年9月26日とする。

附則

この要領は、令和5年4月28日から施行する。

附則

この要領は、令和5年8月10日から施行する。

附則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和6年7月22日から施行する。

附則

この要領は、令和6年9月24日から施行する。

附則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和7年8月12日から施行する。